

楢葉遠隔技術開発センター  
大型シートシャッター  
スライドブロック交換作業

仕 様 書

令和6年7月

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

福島廃炉安全工学研究所

楢葉遠隔技術開発センター

## 1. 件名

檜葉遠隔技術開発センター 大型シートシャッタースライドブロック交換作業

## 2. 目的

経済産業省より交付を受けた「放射性物質研究拠点施設等運営事業費補助金」事業として運用している国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下、原子力機構という。）福島廃炉安全工学研究所檜葉遠隔技術開発センター（以下、檜葉センターという。）試験棟の大型シートシャッター設備について、開閉操作時にガイドレールに損傷を与える不具合が起きていることから、原因の究明について調査した。その結果、不具合が起きているガイドレールにおいて経年劣化による部品スライドブロックの摩耗が原因であることが判明した。

本件は、不具合の原因である部品スライドブロックを全数交換して、設備の維持管理に努め、施設の健全性を保つとともに、長期維持に資することを目的とする。

## 3. 作業実施場所

福島県双葉郡檜葉町大字山田岡字仲丸 1-22 外  
原子力機構 福島廃炉安全工学研究所  
檜葉センター 試験棟 大型シートシャッター

## 4. 納期

令和7年3月14日（金）

## 5. 作業内容等

### 5. 1 対象設備

作業対象設備を以下に示す。（添付-1を参照）

試験棟 大型シートシャッター × 1基

型番：No.83878

タイプ：System 1500;1-Part

サイズ：24,000W×20,000H

### 5. 2 作業範囲及び項目

- (1) スライドブロック交換作業
- (2) 交換作業報告書の作成、提出

### 5. 3 作業内容及び方法等

- (1) スライドブロック交換作業
  - ・5.1に示す製造元が推奨するスライドブロック交換作業の実施

スライドドアブロック型式：S1500

個数：84個

- ・交換作業終了後、大型シートシャッターの動作確認を行い、下記項目を確認すること。

メガドア動作時に切粉の発生がないこと

メガドア動作時に引っ掛かりがなくスムーズに動作すること

メガドア動作時に異音が発生しないこと

(2) 交換作業報告書作成、提出

- ・交換作業終了後は、点検の結果を取りまとめた報告書を作成して提出すること。
- ・その他、部品交換の推奨等があれば報告書に記載すること。

6. 試験・検査等

(1) 5.3作業内容及び方法等に基づき、試験・検査を行うこと。

(2) 作業が完了したときは、遅滞無く必要な書類（点検報告書等）を添えて報告すること。

7. 支給品及び貸与品

7. 1 支給品

電気、水

7. 2 貸与品

なし

8. 提出書類

図 書 名	提 出 時 期	部 数
総括責任者届（原子力機構指定様式）	契約締結後速やかに	1部
作業工程表	〃	〃
作業要領書（必ず作業手順を含むこと）	〃	〃
作業体制表	〃	〃
緊急時連絡体制表	〃	〃
リスクアセスメントシート	作業開始2週間前までに	〃
作業員名簿	〃	〃
委任又は下請負届	〃	〃
（実施体制図含む、原子力機構指定様式）	〃	〃
現場責任者等認定証の写し	作業日の翌日	〃
作業日報	作業終了後速やかに	〃
交換作業結果報告書（作業写真含む）	その都度	必要部数

その他必要な書類		
----------	--	--

## 9. 検収条件

「6. 試験・検査等」の合格、「8. 提出書類」の確認並びに、原子力機構が仕様書の定める作業が実施されたと認めた時を以て、検収とする。

## 10. 適用法規・規格基準

本作業をするにあたって、以下の法令、規格、基準等を適用または準用して行うこと。

- (1) 労働安全衛生法、同施行令及び関係法規、諸規定
- (2) 工事・作業安全マニュアル
- (3) 福島廃炉安全工学研究所安全衛生管理規則
- (4) 福島廃炉安全工学研究所事故対策規則
- (5) 福島廃炉安全工学研究所楡葉センター 消防計画、防火管理規則
- (6) 福島廃炉安全工学研究所楡葉センター 地震対応要領
- (7) 福島廃炉安全工学研究所楡葉センター 電気工作物保安規程、規則、基準
- (8) 福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について
- (9) 福島廃炉安全工学研究所作業の安全管理について
- (10) 福島廃炉安全工学研究所請負作業に係る請負業者の安全管理要領
- (11) 福島廃炉安全工学研究所作業計画作成管理要領
- (12) 福島廃炉安全工学研究所安全管理仕様書
- (13) その他関係法令及び福島廃炉安全工学研究所楡葉センター諸規則

## 11. 特記事項

- (1) 受注者は原子力機構が原子力の研究・開発を行う機関であるため、高い技術力及び高い信頼性を社会的にもとめられていることを認識し、原子力機構の規程等を遵守し安全性に配慮し業務を遂行しうる能力を有する者を従事させること。
- (2) 受注者は業務を実施することにより取得した当該業務及び作業に関する各データ、技術情報、成果その他のすべての資料及び情報を原子力機構の施設外に持ち出して発表もしくは公開し、または特定の第三者に対価をうけ、もしくは無償で提供することはできない。ただし、あらかじめ書面により原子力機構の承認を受けた場合はこの限りではない。
- (3) 受注者は異常事態等が発生した場合、原子力機構の指示に従い行動するものとする。また、契約に基づく作業等を起因として異常事態等が発生した場合、受注者がその原因分析や対策検討を行い、主体的に改善するとともに、結果について機構の確認を受けること。
- (4) 不測の事態が発生した場合には迅速に対応できるよう、作業現場に安全衛生管理体制表、緊急時連絡体制表、工事・作業管理体制表を掲示すること。
- (5) 本作業において原子力機構の物品を毀損しないこと。万一毀損した場合は、原子力機構担当者と協議し速やかに修理すること。

- (6) 本仕様書に記載されていない事項でも、技術上必要と認められる項目については、原子力機構担当者と協議し実施すること。
- (7) 本作業の実施にあたっては、関係法令及び原子力機構諸規則を遵守するとともに、原子力機構担当者と十分な打合せのうえ実施すること。特に作業の安全には、十分留意して行うこと。
- (8) 本作業で使用する測定計器は、校正されたものを使用し作業報告書に校正証明書・試験成績書等を添付すること。
- (9) 作業開始前には、KY 活動及び TBM を実施し、作業の安全に努めること。
- (10) 当該設備での作業の開始及び終了の際には、必ず原子力機構の作業関係者等へ連絡をすること。
- (11) 本作業は、電源遮断を伴うため原子力機構担当者と操作手順等の打合せを十分にを行い、安全確保に努めて実施すること。
- (12) 受注者は、作業従事前原子力機構による保安教育等を受講すること。
- (13) 「福島廃炉安全工学研究所作業責任者等の認定について」に基づき、原子力機構の認定を受けた者を現場責任者、現場分任責任者として配置すること。
- (14) 原子力機構が、受注者に対し本補助金事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めた場合にはその求めに応じること。
- (15) 1人作業は禁止とする。また総括責任者、現場責任者（代理含む）は、作業の安全管理、保安監督に専念することとして作業に携わることは禁止とする。
- (16) 受注者は、作業着手前及び下請業者が変わる都度、原子力機構が開催する安全に係る説明会に、下請業者の全責任者とともに参加すること。

## 1 2. 総括責任者

受注者は本契約業務を履行するにあたり、受注者を代理して直接指揮命令する者（以下「総括責任者」という。）及びその代理者を選任し、次の任務に当たらせるものとする。

- (1) 受注者の従事者の労務管理及び作業上の指揮命令
- (2) 本契約業務履行に関する原子力機構との連絡及び調整
- (3) 受注者の従事者の規律秩序の保持並びにその他本契約業務の処理に関する事項

## 1 3. 検査員及び監督員

検査員 一般検査 管財担当課長

監督員 楢葉センター センター長

## 1 4. グリーン購入法の推進

- ・本契約において、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に適用する環境物品（事務用品、OA 機器等）が発生する場合は、これを採用するものとする。

- ・本仕様に定める提出書類（納入印刷物）については、グリーン購入法の基本方針に定める「紙類」の基準を満たしたものであること。

以上

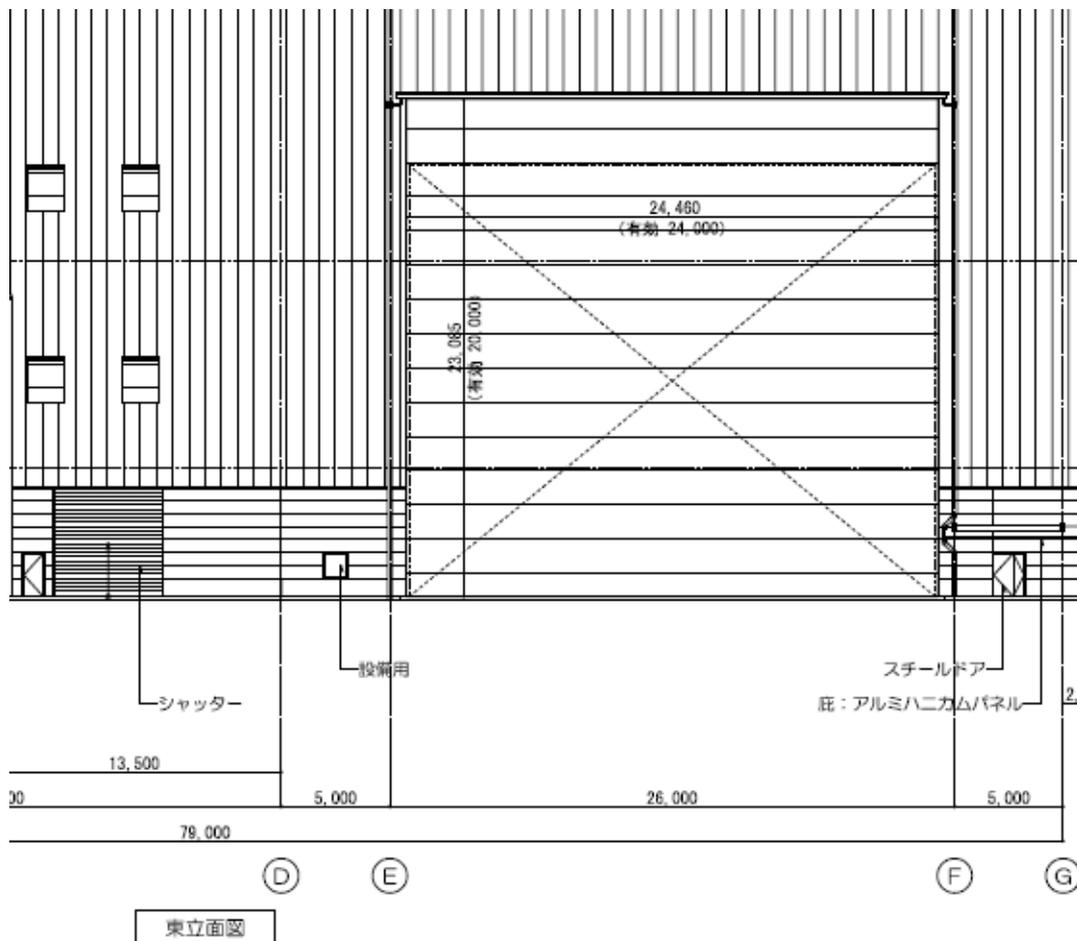


図-1 試験棟立面図

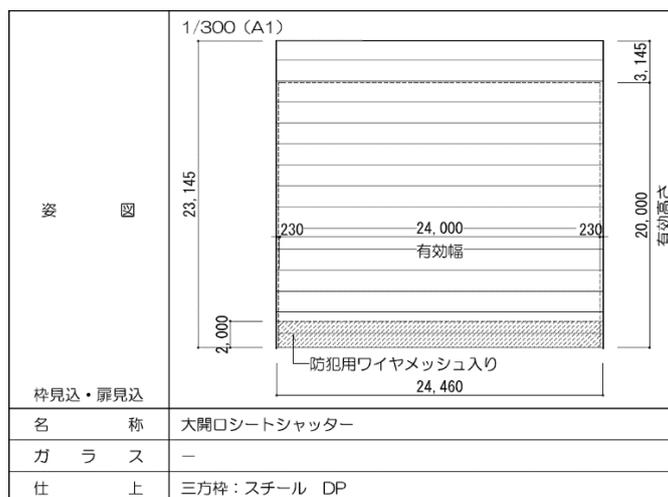


図-2 シートシャッター建具表